

令和３年長浜市議会８月臨時会

議案書

- 3 令和３年度長浜市一般会計補正予算（第５号）
- 10 令和３年度長浜市病院事業会計補正予算（第１号）
- 14 長浜市個人情報保護条例及び長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 15 長浜市手数料条例の一部改正について
- 16 財産の取得について
- 17 財産の取得について

令和 3 年度長浜市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度長浜市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 6 2，4 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3，6 7 4，6 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		2,553,291	262,453	2,815,744
	1 基金繰入金	2,482,853	262,453	2,745,306
歳入合計		53,412,224	262,453	53,674,677

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		20,677,501	1,104	20,678,605
	1 社会福祉費	10,372,518	1,104	10,373,622
7 商工費		885,664	261,349	1,147,013
	1 商工費	885,664	261,349	1,147,013
歳出合計		53,412,224	262,453	53,674,677

令和 3 年度長浜市一般会計
補正予算（第 5 号）説明書

歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	38,805	262,453	301,258
計	2,482,853	262,453	2,745,306

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	262,453	

歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	3, 397, 138	1, 104	3, 398, 242				1, 104
計	10, 372, 518	1, 104	10, 373, 622				1, 104

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
2 商工業振興費	409,006	221,089	630,095				221,089
3 観光費	234,344	40,260	274,604				40,260
計	885,664	261,349	1,147,013				261,349

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	1,104	□生活困窮者自立支援事業費 1,104 新型コロナウイルス感染症生活困窮学生等支援事業委託料 1,104

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	350	□緊急経済対策事業費 221,089
11 役 務 費	650	印刷製本費 350
12 委 託 料	220,089	広告料 650 キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料 220,089
18 負担金、補助 及び交付金	40,260	□宿泊・滞在型観光推進事業費 40,260 長浜市観光誘客促進事業補助金 40,260

令和 3 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「9 5 1，4 6 0 千円」を「9 5 1，5 1 0 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 長浜病院資本的収入	657, 471 千円	29, 950 千円	687, 421 千円
第 1 項 企業債	79, 400 千円	15, 400 千円	94, 800 千円
第 3 項 補助金	1, 500 千円	14, 550 千円	16, 050 千円
支		出	
第 1 款 長浜病院資本的支出	1, 494, 874 千円	30, 000 千円	1, 524, 874 千円
第 1 項 建設改良費	125, 880 千円	30, 000 千円	155, 880 千円

第3条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院の建設改良費	千円 235,400	普通貸借又は証券発行の方法による。ただし、その全部又は一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 250,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和3年8月6日提出

長浜市長 藤井 勇治

令和 3 年度長浜市病院事業会計
補正予算（第 1 号）説明書

令和3年度 長浜市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			657,471	29,950	687,421	
資 本 的 収 入	1. 企業債		79,400	15,400	94,800	
		1. 企業債	79,400	15,400	94,800	
	3. 補助金		1,500	14,550	16,050	
		3. 国庫補助金	0	14,550	14,550	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			1,494,874	30,000	1,524,874	
資 本 的 支 出	1. 建設改良費		125,880	30,000	155,880	
		2. 固定資産購入費	121,880	30,000	151,880	

長浜市個人情報保護条例及び長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

長浜市個人情報保護条例及び長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年8月6日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市個人情報保護条例及び長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(長浜市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第24条第2項中「情報提供等記」を「情報提供等記録」に改め、同条第4項中「請求者」を「訂正請求者」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

(長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

長浜市手数料条例の一部改正について

長浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第 3 条の規定に基づき、次の財産を取得することにつき、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 除雪ドーザ 1 3 t 級の購入 |
| 2 | 財産の種類及び数量 | 除雪ドーザ 1 3 t 級 1 台 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契 約 の 金 額 | 2 0 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 長浜市木之本町千田 1 1 6 番地の 4
有限会社山口モータース
代表取締役 山口 富祐樹 |

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第3条の規定に基づき、次の財産を取得することにつき、議会の議決を求める。

令和3年8月6日提出

長浜市長 藤井 勇治

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 除雪ドーザ11t級の購入 |
| 2 財産の種類及び数量 | 除雪ドーザ11t級 1台 |
| 3 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 契 約 の 金 額 | 16,320,000円 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 長浜市新栄町484番地
株式会社新栄自動車
代表取締役 田附 晃一 |